

## 4.5 船主責任制限法

### 4.5.1 船主責任制限法の改正

船舶所有者等には、古くより海難事故から生ずる海事債権について一定額に責任が制限される制度(海事債権責任制限条約)が存在している。同制度はわが国をはじめ世界各国において採用され、船舶のトン数に応じて遡増する金額により定められている。

平成 21(2009)年 3 月にオーストラリア沖合で発生した船舶燃料油流出事故により責任限度額を大幅に超える被害が発生したことが発端となり、IMO 法律委員会で責任限度額の改正審議が行われ、平成 24(2012)年 4 月の同委員会で責任限度額を現行の 1.51 倍に引き上げる改正が採択された。これを受け、わが国国内法である船主責任制限法が定める責任限度額についても同様の引き上げが行われることとなり、平成 27(2015)年 2 月 17 日に改正法案が国会へ提出され、衆議院・参議院での審議を経て同年 6 月 8 日に施行された。

今回の引き上げに伴う責任限度額の上限は以下のとおりとなる。(括弧内は改正前の上限額)

総トン数		物損	人損	物損+人損
2,000 トン以下	新	1,510,000SDR	3,020,000SDR	4,530,000SDR
	旧	(1,000,000SDR)	(2,000,000SDR)	(3,000,000SDR)
2,000 トン超～ 30,000 トン以下	新	上記 SDR +604SDR/1 トン	上記 SDR +1,208SDR/1 トン	上記 SDR +1,812SDR/1 トン
	旧	(400SDR)	(800SDR)	(1,200SDR)
30,000 トン超～ 70,000 トン以下	新	上記 SDR +453SDR/1 トン	上記 SDR +906SDR/1 トン	上記 SDR +1,359SDR/1 トン
	旧	(300SDR)	(600SDR)	(900SDR)
70,000 トン超～	新	上記 SDR +302SDR/1 トン	上記 SDR +604SDR/1 トン	上記 SDR +906SDR/1 トン
	旧	(200SDR)	(400SDR)	(600SDR)

\*SDR(IMF の特別引出権:Special Drawing Right)のレートは以下 URL ご参照

<http://www.imf.org/external/index.htm>